

足立区における東京都サービス付き高齢者向け住宅整備事業補助金
(医療・介護サービス確保型)に係る同意基準

(目的)

第1条 この基準は、東京都サービス付き高齢者向け住宅整備事業補助金(医療・介護サービス確保型)交付要綱(25都市住民第182号。以下「要綱」という。)第4(2)八に規定する足立区(以下「区」という。)の同意に関して必要な事項を定め、もって区における良好で適正な高齢者向けの住宅サービス環境の整備を推進するとともに、区の財政負担への影響を軽減することを目的とする。

(同意基準)

第2条 要綱第4(2)八に基づく区の同意基準は、次に定めるとおりとする。

- (1) 管理開始時の入居者を全て足立区民(1年以上在住)とすること。ただし、管理開始後6箇月以上空き家の場合は、この限りでない。
- (2) 建物構造は、耐火構造であり、かつ、バリアフリー構造であること。
- (3) 法令に基づく手続を行う前に、足立区環境整備基準に基づく事前協議を行い、承認を受けること。
- (4) 施設建設時の近隣の説明、地域コミュニティの形成に積極的に取り組むこと。

(事前協議)

第3条 要綱に基づく東京都への補助申請を行おうとする事業者は、事前に、事前協議書(第1号様式)に次の書類を添付して足立区長(以下「区長」という。)宛てに提出し、事業計画について協議を行わなければならない。

- (1) 事業者等の会社概要(サービスの提供内容を含むもの)
- (2) 事業概要書(案内図、施設各階平面図を含むもの)
- (3) その他区長が必要と認める書類

2 前項の事前協議書が提出されたときは、区長は、区内関係部署による庁内審査会を開催し、案件毎に同意基準の適合・不適合を判断し、その結果を申請者あて通知するものとする。

(同意申請)

第4条 前条に規定する事前協議において同意基準に適合するとされた案件の事業者は、同意願(第2号様式)に前条第1項各号に定める書類を添付して区長に提出しなければならない。

2 前項の同意願が提出されたときは、区長は、速やかに同意の手続を行うものとする。

(都加算補助に対する同意枠)

第5条 この基準に基づく同意は、総計で200戸を上限とする。

付 則(25足都都発第1767号平成25年10月31日足立区長決定)

この基準は、平成25年11月1日から施行する。